

1. 件名：三菱電機（株）の不適切行為に係る四国電力（株）の工場立入結果
2. 日時：令和4年7月12日 13時30分～14時00分
3. 場所：原子力規制庁2階中コア会議室（テレビ会議システムを利用）
4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部 検査グループ 実用炉監視部門
菊川管理官補佐、小林主任監視指導官、林原子力規制専門員
四国電力株式会社（以下「四国電力」という。）
原子力本部 原子力部 発電管理部長他5名

5. 要旨

(1) 令和4年4月21日に三菱電機株式会社（以下「三菱電機」という。）が公表した特別高圧以上の変圧器に係る不適切行為について、四国電力から6月6日の面談に引き続き以下のとおり説明があった。

- 令和4年4月21日及び令和4年5月25日に判明した不適切行為について、その内容を確認するため、6月24日に三菱電機赤穂工場へ立入を行った結果、三菱電機から受けた報告内容と相違なかった。
- 耐電圧試験（雷インパルス耐電圧試験、交流耐電圧試験、長時間交流耐電圧試験）において不適切行為のあった変圧器は、設置している避雷器の制限電圧よりも高い電圧を印加し試験しているため、雷サージから保護される設計になっていることに加えて、現地据付時に電気設備技術基準に基づく耐電圧試験を実施しており、変圧器は電気設備技術基準で要求されている絶縁性能を有していることを確認している。
- また、今回の事案を踏まえて追加で実施した変圧器絶縁油の油中ガス分析において、絶縁破壊の前兆である部分放電の痕跡は見られず、変圧器の絶縁強度に係る異常は確認されていない。
- 温度上昇試験における不適切行為は、変圧器製作時の電気学会電気規格調査会標準規格（以下「JEC規格」という。）を満足していなかったものの、現在のJEC規格の規定により、変圧器の温度上昇に対する耐性を有している。
- 以上のことから、不適切行為のあった変圧器は安全性に影響はないと考えている。

(2) 原子力規制庁から、工場への立入にて確認できなかった耐電圧試験（交流耐電圧試験）の試験時間の考え方について報告することを要請した。また、新たな事実が判明した場合にも報告することを要請した。

6. 提出資料

資料：三菱電機製変圧器他における不適切行為に対する伊方発電所の確認状況について